

航路啓開における連携した取り組み

平成30年1月18日

国土交通省 中国地方整備局

港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課

◆非常災害時における緊急確保航路の指定 （港湾法一部改正 平成28年7月1日施行）

緊急確保航路設置の経緯について

緊急確保航路設置の経緯について

■東日本大震災の状況

○東日本大震災では、想定を越える津波が来襲し、無数の漂流物が発生し、船舶航行の障害となった。



【木材の漂流】



【浮遊物】



【自動車の沈降】



【コンテナの沈降】

■東日本大震災を踏まえた教訓

大規模地震・津波により瀬戸内海や大阪湾地域が被災した場合、地域社会に甚大な被害を与えるとともに、海上交通の麻痺により物資の供給網が寸断され、**市民生活や産業活動に深刻な打撃を与えることが懸念される。**



- 事前防災・減災対策により市民生活や産業・物流機能への影響を最小限にとどめるための措置。
- 災害からの港湾の早期復旧を実現するための措置。



大規模地震・津波から命と暮らしを守る。

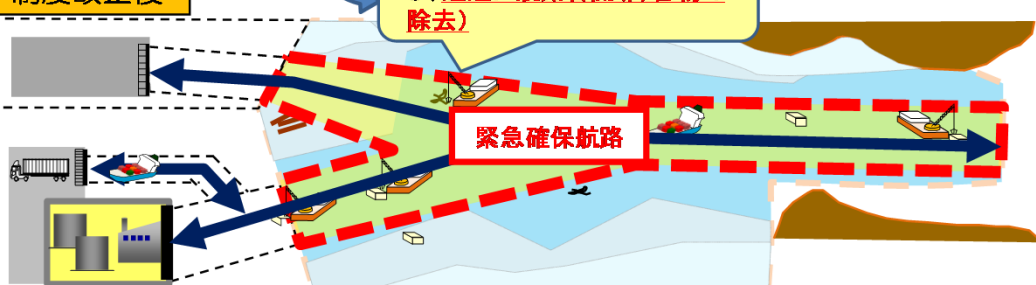
緊急確保航路の概要

大規模地震等の発生時に、緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確認するため、瀬戸内海や大阪湾の一般海域において国が障害物を迅速に除去できる区域として緊急確保航路を指定。

制度改正前



制度改正後



平常時

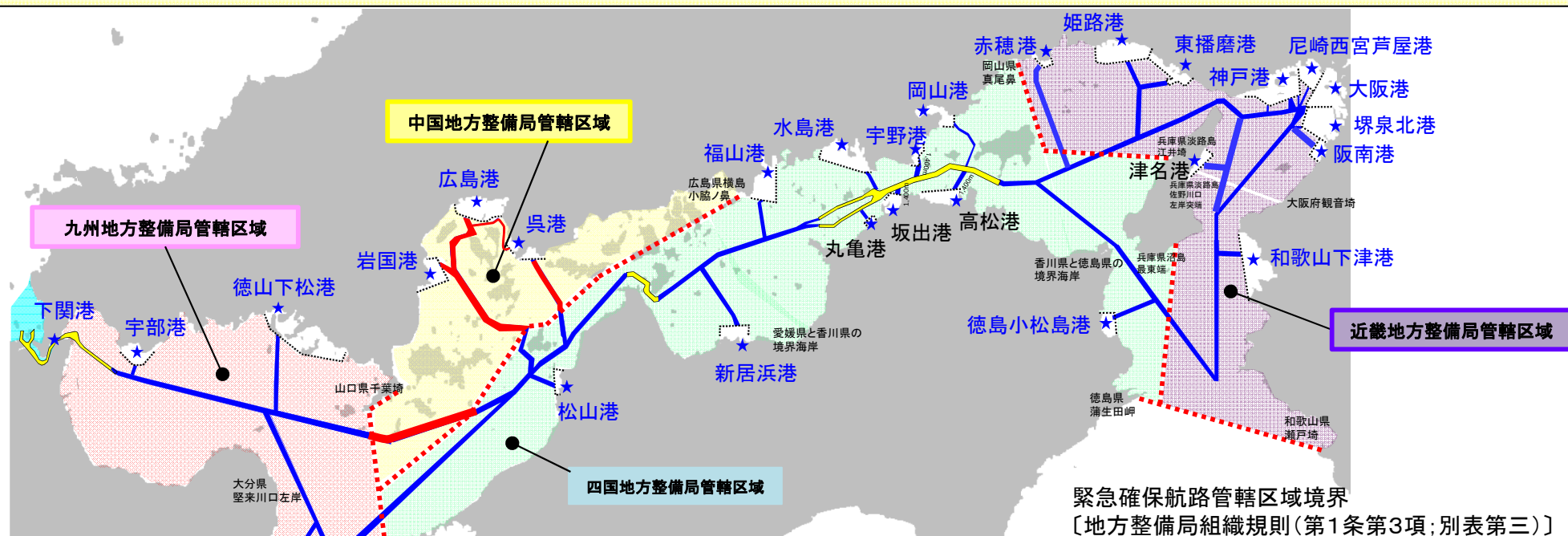
- 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、**国土交通大臣の許可**を受けなければなりません。

災害時

- 国土交通大臣は、緊急確保航路内において航路啓開の為に、船舶、船舶用品その他の物件を**使用し、収用し、又は処分することが可能**となります。

災害時における海上輸送路の確保

- 南海トラフの巨大地震が発生した場合、これに伴う津波により、津波漂流物が瀬戸内海の狭水道部に拡散・滞留し、**航路閉塞等**を引き起こすことが想定されている。
- 発災後、船舶による緊急物資等の輸送を円滑かつ確実にを行うため、**港湾法を改正し、国が航路啓開作業**を行えるように**緊急確保航路を指定**。
- 瀬戸内海において港湾法第55条の3の4に基づき**緊急に航路啓開する航路が指定**。これにより**港湾区域外を地方整備局が航路を啓開**することが可能。（港湾法改正H28.7.1施行）

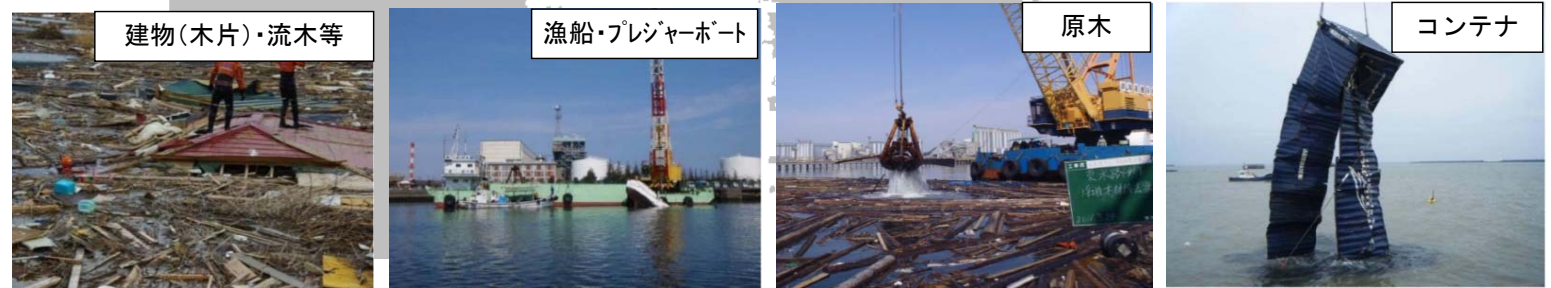


緊急確保航路管轄区域境界
〔地方整備局組織規則（第1条第3項；別表第三）〕

凡 例

- ★ 海上輸送拠点港 ※
- 緊急確保航路
- 緊急確保航路（中国地整）
- 開発保全航路
- ... 各地方整備局管轄区域境界

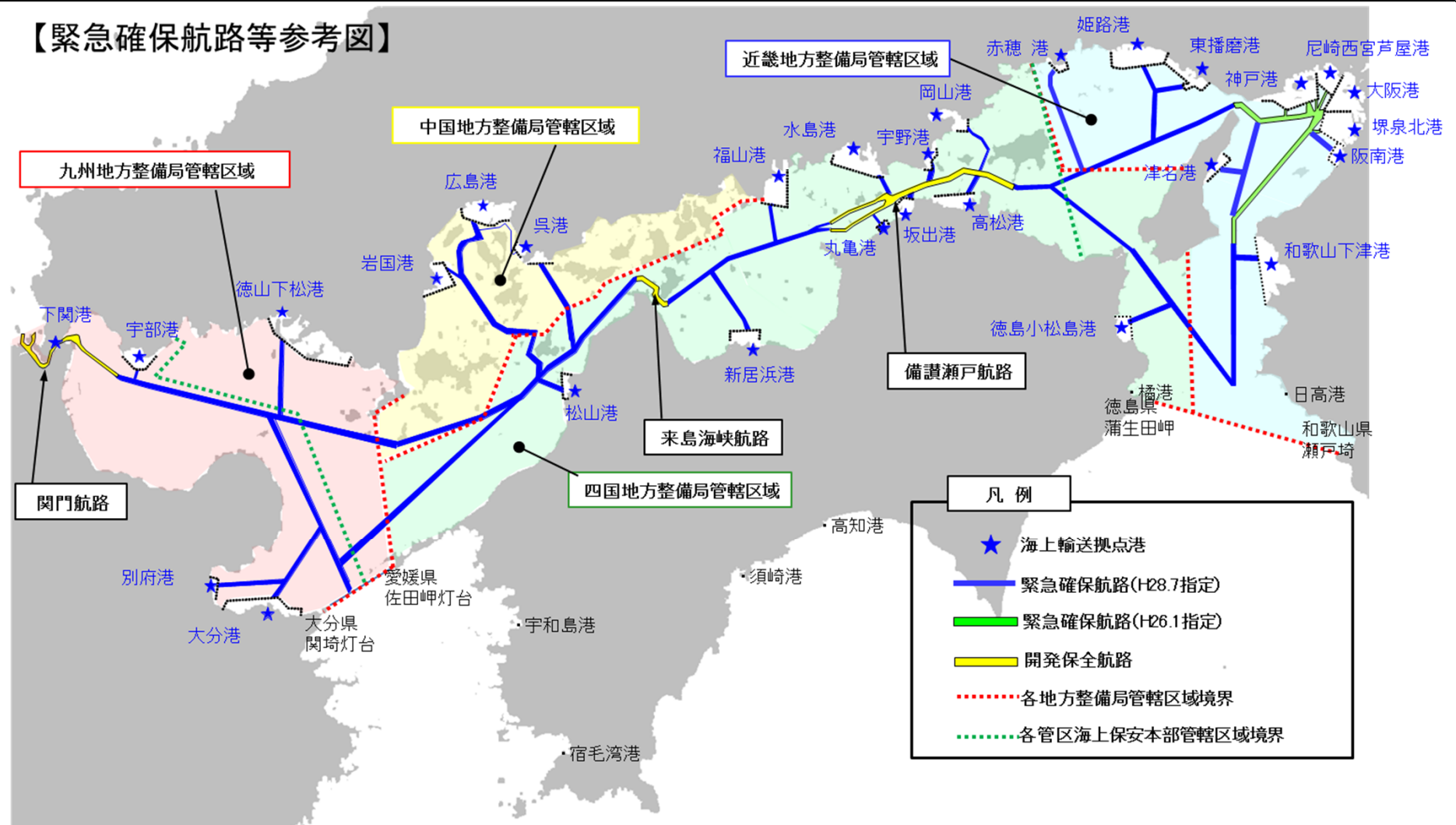
※内閣府公表「南海トラフ地震における具体的な
応急対策活動に関する計画」で示された海上輸
送拠点港



地方整備局と海上保安庁の連携強化

- 大規模地震・津波等の非常災害時に、速やかに船舶による緊急物資輸送等が行えるよう、「瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」について、4つの地方整備局(近畿・中国・四国・九州)と3つの管区海上保安本部(第五・第六・第七)で平成29年12月20日に締結。
- 申合せでは、必要な情報交換や相互連携などの基本的な枠組みや航路啓開活動を迅速かつ円滑に実行するため、航路啓開活動実施要領を別途作成することを定めている。
- 管轄を超えた人員・資機材の相互援助を円滑に行い、活動開始の迅速化、啓開活動終了後の速やかな供用開始判断・公表等が行え、緊急物資輸送の早期開始に寄与する。

【緊急確保航路等参考図】



◆非常災害時における国土交通大臣による 港湾施設の管理 (港湾法一部改正 平成29年7月8日施行)

支援物資や支援部隊の輸送拠点としての港湾

○震災発生後、港湾管理者を始めとする関係者による速やかな点検、復旧作業により、熊本港、八代港、大分港等に支援物資を積載した海上自衛隊の輸送艦や、海上保安庁の巡視船が入港し、支援物資、支援部隊の輸送拠点として機能。



呉市から飲料水や毛布、災害用トイレ、ブルーシートなどを積載して、17日大分港に入港した海上自衛隊の輸送艦「しもきた」



17日熊本港に入港し、給水支援活動等を行った奄美海上保安部の巡視船「あまぎ」

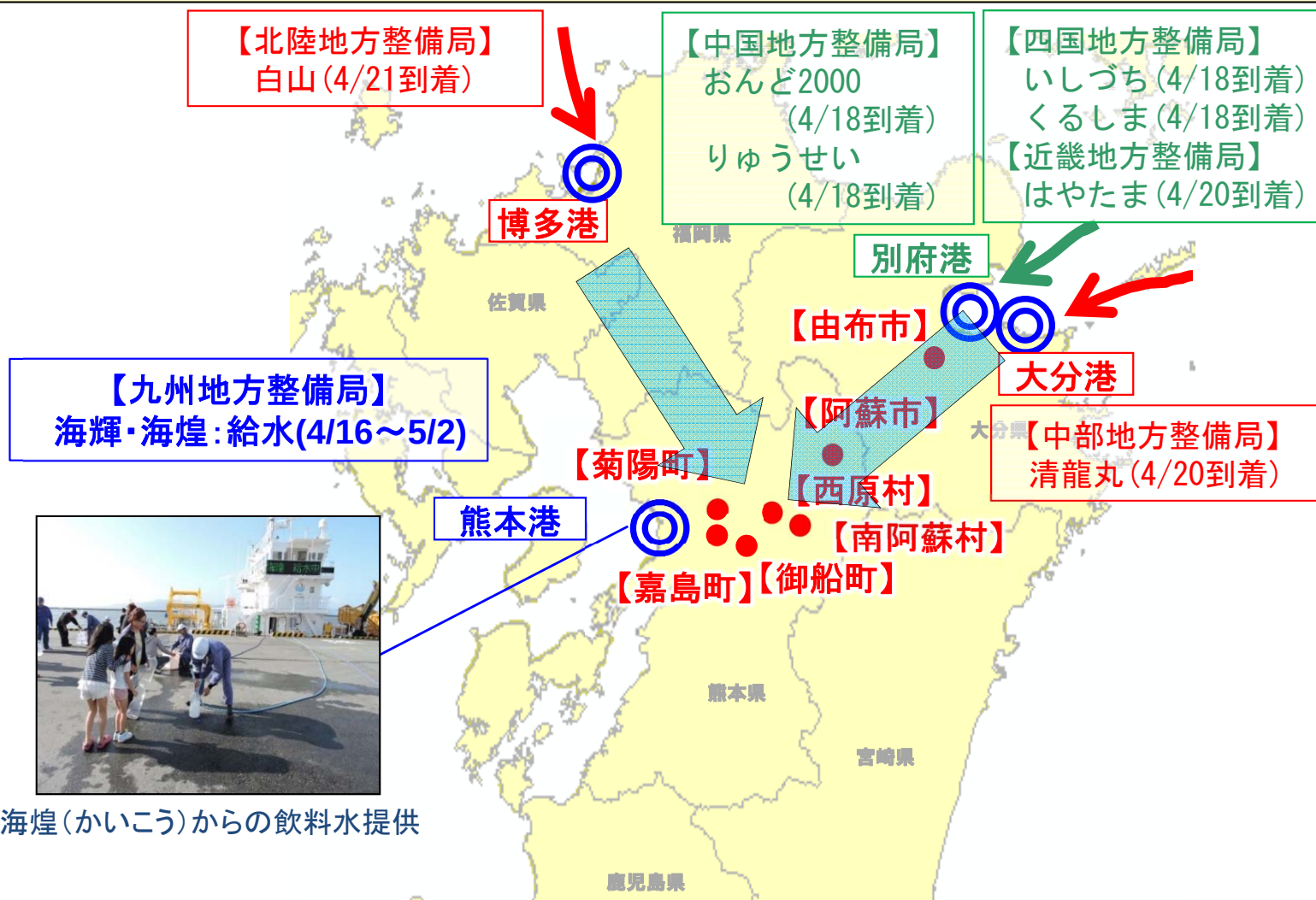


佐世保地方総監部が集めた缶詰の非常用糧食約6万6000食などを積載して、17日八代港に入港した海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」

港湾の広域ネットワークを活用した被災地への支援物資輸送

○熊本地震の被災者を支援するため、国土交通省港湾局では、全国各地の港湾に配備している船舶（大型浚渫兼油回収船、海面清掃兼油回収船、港湾業務艇）により、飲料水や食料などの支援物資を博多港、別府港、大分港へ輸送。その後、現地の要請に基づき、港湾から被災地へ直接輸送。

○熊本港で九州地方整備局配備の海洋環境整備船2隻により、4月16日から地域の方々に飲料水を提供。熊本市給水車への供給と併せ、5月2日までに3,500名以上の方々に112,000ℓ以上を提供（500mlペットボトルに換算して、22万4千本相当）。



清龍丸による支援物資輸送状況



被災地へ搬入



被災地における現地搬入状況

海煌(かいこう)からの飲料水提供

港湾を拠点とした被災地の生活支援

○八代港で大型フェリー「はくおう」を被災者の休養施設（宿泊・入浴・食事）として提供。4月23日～5月29日までの間で計2,605名が利用。

○国土交通省港湾局では、地方整備局に配備している大型浚渫兼油回収船「清龍丸」（中部地方整備局）及び「海翔丸」（九州地方整備局）により三角港において被災者への入浴・洗濯場所を提供。4月23日～4月28日までの間に計328名が利用。

「清龍丸」入浴提供(4/23～4/25)
「海翔丸」入浴提供(4/26～4/28)

大型フェリー「はくおう」
休養施設(4/23～)

船内浴室



入浴後の様子



軽食提供



2016年3月に防衛省が「はくおう」を保有する特別目的会社と10年間の輸送使用契約を締結



熊本地震における岸壁の利用調整

- 支援側の情報、受入側の情報を集約し、バースウィンドウを調整。
- 具体的には、①被災地港湾のバースウィンドウの最大限の活用、②被災地港湾以外も含めた広域的な利用分散、③被災地港湾における一般貨物船の利用の抑制等を実施。

受入側の情報

- ・支援船が利用可能な岸壁の抽出(点検・利用可否判断、応急措置)
- ・県外の港湾の状況把握、背後道路の状況把握

支援側の情報

- ・支援船の利用要請の把握(船型・隻数・投入時期等)
- ・一般貨物船の要請の把握(船型・時期等)

発災後のバースウィンドウの活用例(水深7.5m以上)

バース	延長	4/16~24	4/25~5/1	5/2~8	5/9~15	5/16~22
第1バース		チップ船 穀物	自衛隊 ホテルシップ		チップ船 化学 穀物 鋼材	化学 穀物 鋼材
第2バース	740m		化学 穀物 鋼材	化学 穀物 鋼材	大豆	大豆
第3バース		木材	大豆	木材 大豆		木材
第4バース		外航コンテナ船	外航コンテナ船	外航コンテナ船	外航コンテナ船	外航コンテナ船
第5バース	280m	穀物 海保庁	穀物	穀物	穀物	穀物
第6バース	200m	自衛隊 (おおすみ、しづかた、いずも)		自衛隊 ホテルシップ		石炭
第7バース	165m	海上保安庁 (おおすみ)	セメント 海上保安庁 (おおすみ)	セメント	セメント	セメント
5号岸壁	130m	外航コンテナ	外航コンテナ	外航コンテナ	外航コンテナ	外航コンテナ
		海上保安庁(さつま等)				

①-1 バースウィンドウの最大限の活用 (港内シフト)



①-2 バースウィンドウの最大限の活用 (時間帯による使い分け)



①-3 バースウィンドウの最大限の活用 (2隻着岸)



八代港

熊本港

並行して

②広域的な利用分散(博多港、大分港等
他県の港湾も含めた広域調整)

③一般貨物船の利用
の抑制

地震発生後の八代港の状況

○地震発生後、海上自衛隊の大型艦船・傭船（ホテルシップ）、海上保安庁の巡視船が支援活動を開始。



○非常災害時に、港湾管理者からの要請に基づいて国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施できる制度を創設（港湾法一部改正 平成29年7月8日施行）

<背景・必要性>

- 熊本地震の発生後、支援物資等の輸送拠点となる八代港等において、通常の貨物船に加え自衛隊、海保等の支援船舶が集中したことにより港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障。
- 被災した熊本県からの要請を受け、港湾の利用調整やその前提となる施設の利用可否判断等について、国が実務上の支援を実施。
- 被災自治体からも、新たな仕組みの構築が提案されている。

【熊本県知事からの提案】

「大規模災害時に海上からの輸送等の支援を円滑に進めるため、港湾管理者の要請により、国が港湾の利用調整等の管理業務を実施できる仕組みの構築を提案します。」

中央防災会議「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討WG」第5回（H28.11.14）

発災

港湾管理者からの要請

港湾管理業務の全部または一部の国による実施

- ・期間を定めて実施
- ・国が港湾管理を行うことを告示

【全国からの支援物資の輸送拠点となった港湾】



出典: Google Maps

【支援船等の利用が集中する様子(八代港)】



利用調整等が円滑かつ迅速に行われなかった場合

- ・円滑な被災地支援に支障が発生
- ・震災直後の背後圏の経済・産業活動の損失・支障が拡大。

非常災害時における国土交通大臣による港湾の管理

○非常災害時において、港湾管理者からの要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を行うことができることとする。

港湾管理者

①要請^{※1}
(④変更可能)

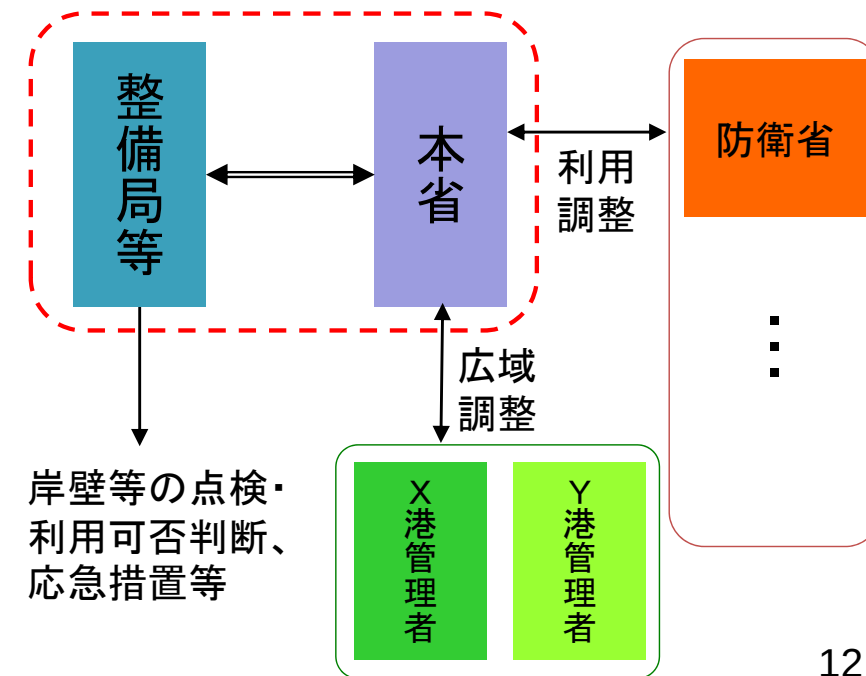
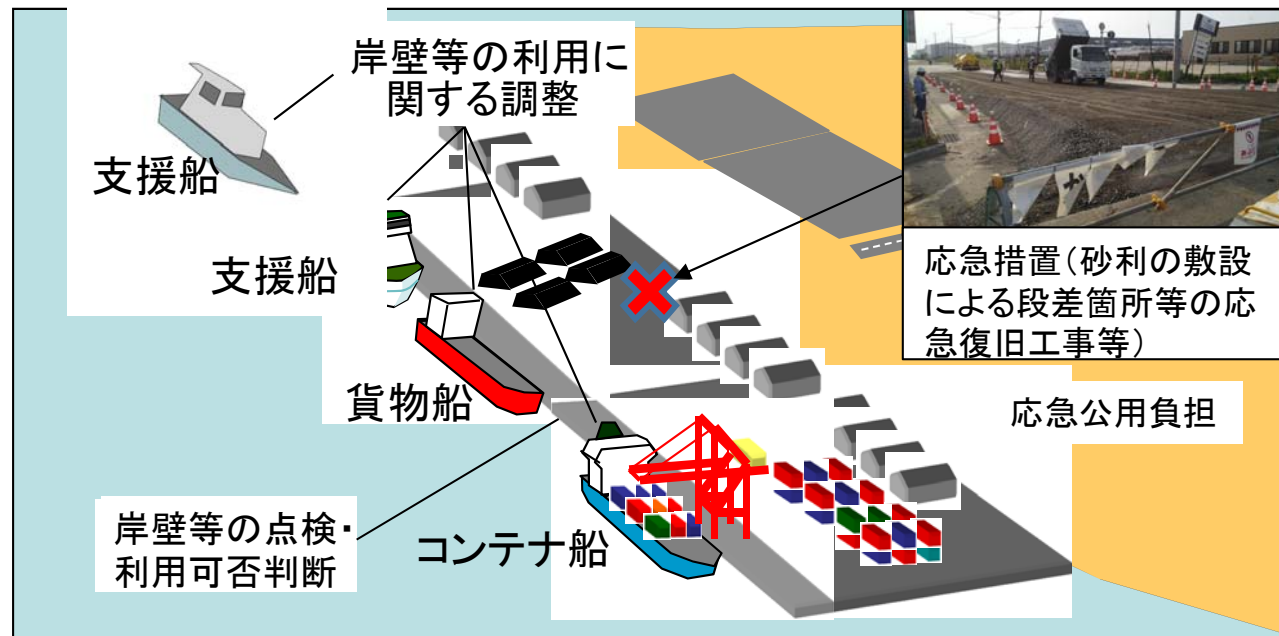
国土交通大臣

②管理^{※2}(期間限定)
③告示

※1 要請は口頭でも可能(事後的に書面整理を行うという運用)、
管理の期間・対象施設・内容は変更可能であるため、災害時に
必要があれば、躊躇なく要請頂きたい。

※2 大臣が物資の輸送状況、港湾管理者における業務の
実施体制等を勘案して必要があると認めるときに実施。

【非常災害時に港湾管理者からの要請を受けて国が行う港湾施設の管理業務(イメージ)】



災害時における管理業務について

- 非常災害時における港湾管理は、通常時の港湾管理とは異なり、支援物資の受け入れのための利用調整等の業務が中心となる。
- 具体的には、自衛隊や海上保安庁等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁の点検・利用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等の業務を想定。

○岸壁等の利用に関する調整

- ・港湾を含む交通ネットワークの広域的な被災状況、復旧状況を踏まえ、自衛隊・海上保安庁等と支援船舶の受入港を調整する
- ・自衛隊・海上保安庁等の支援船舶、民間企業の一般貨物船等について、利用希望時間、利用可能な施設の状況を踏まえ、利用岸壁・利用時間帯を割り当てることで、円滑な被災地支援を可能とする



岸壁の利用状況



岸壁の点検状況

○岸壁等の点検・利用可否判断

- ・岸壁やふ頭用地、臨港道路等の損傷の有無、状況について点検を行う
- ・損傷の状況に応じ、利用可能か判断することで、緊急物資輸送等に利用可能な施設を抽出する



臨港道路の応急復旧工事

○応急復旧・支障物件の撤去

- ・臨港道路やふ頭用地に生じた段差について、砂利や式鉄板の敷設等を行い、緊急輸送車両の通行を可能とする
- ・臨港道路やふ頭用地に散乱している瓦礫等を撤去し、緊急輸送車両の通行を可能とする
- ・航路に漂流、沈没している瓦礫、コンテナ、車両等を撤去し、緊急物資輸送船の入港を可能とする



臨港道路における車両移動